平成２４年（フ）第１３７９号
大阪府門真市柳田町13番17―16号
破産者　本谷　一栄
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４９号
大阪市平野区長吉川辺３丁目８番38号
破産者　中尾　俊之
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５０５号
大阪府大東市御供田４丁目１番26号
破産者　扇総業こと　西本　正歩
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４５０号
堺市南区原山台１丁４番４―309号、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市大野台７丁目11番１号
破産者　藤村　　静
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６７５号
堺市堺区北花田口町２丁３番18号セントラル堺東808号室、住民票上の住所大阪市港区三先２丁目13番４―601号
破産者　平松　健一
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６７６号
堺市堺区北花田口町２丁３番18号セントラル堺東808号室、住民票上の住所名古屋市東区葵１丁目17番14号　エルブ葵407号
破産者　和田美由紀
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
埼玉県比企郡小川町みどりが丘４－６―13、住民票上の住所福岡県久留米市善導寺町与田103番地３　リッツハウスA102号
破産者　パグラフこと　出口敬一郎
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１８３号
横浜市金沢区寺前１丁目９番３号　竹内マンション406号
破産者　入澤　浩志
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９０号
神奈川県海老名市河原口640番地の２
破産者　綾部　誠彦
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２５号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平５番７―207号
破産者　中西　純也
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２０号
横浜市西区桜木町７丁目42番地12　Ｌ．Ｍ．横浜桜木町406号
破産者　三品　奈美（旧姓山野）
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３号
神奈川県横須賀市久里浜７丁目５番１―507号
破産者　比田井美智子（旧姓津嶋）
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第７５号
富山市下新北町９番６号
破産者　谷内　武也
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１５号
福井県坂井市丸岡町猪爪第３号16番地　Ｙｏｕｒ　Ｌｉｆｅ　204号室
破産者　橋本　正明
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
福井県鯖江市水落町３丁目９番７号
破産者　山岸　貞男
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９１号
静岡市駿河区手越原250番地の３　920ビル１階、旧住所静岡市駿河区西中原２丁目３番６号　ユーロテラス西中原Ｂ―302号
破産者　藤原　宏修
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７５６号
京都市左京区松ヶ崎木ノ本町８－１　ソレア松ヶ崎101号、開始決定時の住所京都市左京区岩倉長谷町575番地17
破産者　かおのながいパン屋こと　竹本　政巳
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
熊本県山鹿市古閑1296番地１
破産者　松本　　博
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係